

令和6年第1回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年1月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター研修室において、第1回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員16名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ（欠席）
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巣 良彦	12番 田中 瞳美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一（欠席）
16番 畑 和徳（欠席）	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 橋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員3名】

20番 井手 信一	30番 星野 隆治	32番 大隅 高博（欠席）
36番 重光 清士		

（※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。）

3. 付議事項

・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 市営土地改良事業の換地計画に関する意見について
- ・議案第 3号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 橋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日野 清宝
事務吏員	渡辺 晃
事務吏員	川波 貴敬
事務吏員	岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市
農地改良復旧室 計画管理係長 石 井 宏 明
農地改良復旧室 計画管理係 高 岩 浩 司

(開会 14:01)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、令和6年第1回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員16名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）3名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に6番小島委員、7番椿委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明
4ページまで19件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から19番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。
5ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課（森田）挙手
- 議 長 農業振興課。
- 農業振興課（森田）詳細について説明
利用権設定届出件数は16件、設定面積24,632.75m²です。設定筆数は28筆です。
次のページに移ります。今回中途解約がありますが36,703m²、新規の利用権の設定が、24,632.75m²です。12月現在と比較しますと、利用権が少しマイナスとなっています。7ページをご覧ください。期間別の明細表になっています。1年から20年までの利用権設定です。今回もっとも設定面積が多かった設定期間が、5年間の利用権設定。次に多かったのが3年間の利用権設定。その次が1年間の利用権設定となっています。概略ではありますが、以上で説明を終わります。なお、12月の農業委員会の際に、農業委員から外国籍の方が利用権設定で貸借をしている物件があるのか。というご質問がありましたので、これについても併せて説明させて頂きます。その後確認をしたら、3名の外国人の方の利用権設定が確認できました。借り手の名前は、カタカナであったり、アルファベットであったり、漢字で登録されています。なおかつ、その方々が外国人なのかの確認するフラグが立っています。

ませんので、とりあえず3件は確認できました。

3件以上利用権設定があるかと思いますが、大変申し訳ありませんが、先ほどの登録の事情がありますので、今の時点では3件としか言えません。ご了承お願ひしたいと思います。以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 農業振興課の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。8ページをお開きください。次に、議案第2号「市営土地改良事業の換地計画に関する意見について」を議題とし事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

(渡辺) 朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。次に、農地改良復旧室の説明を求めます。

農地改良復旧室挙手

議長 農地改良復旧室。

農地改良復旧室 (高岩) それでは、議案第2号につきまして、説明させて頂きます。ページは8ページから10ページになります。農地改良復旧室では、平成29年7月九州北部豪雨災害で被災した原型復旧が困難な河川沿いの農地の復旧工事を区画整理型で行っております。この度、桂川流域宮野・入地地区の復旧工事が終わり、換地計画の作成を行いました。

今後、県へ認可申請を行うにあたり、土地改良法の規定に基づき、農業委員会の同意を得る必要があるため審議を求めるものであります。お手元の資料に基づき説明を致します。場所は、朝倉市役所 朝倉支所、比良松中学校の南側になります。東のほうは桂川、西のほうは新立川に挟まれた大分自動車道までのエリアになります。

換地面積につきましては、約8haです。工事完了しております。10ページに従前の原形図、元の字図です。付けております。赤線で囲っているものがエリアになります。9ページが換地後の図面になります。そこに示してあるように従前の筆については105筆、農地面積で、73, 534m²。換地後は、37筆。105筆から37筆に集約されました。農地面積は、68, 863m²になっております。農地面積が減っている分につきましては、道路、水路、または一部河川の用地、市の駐車場用地にあてられています。以上が宮野・入地地区の換地計画でございます。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 農地改良復旧室の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 筆数がかなり減っていますが、減った中での地権者は何人いますか。

農地改良復旧室 (高岩) 権利者は47名いましたが、土地が要らないという不換地者が10名います。

9番 (窪山委員) 47名は、地権者ですか。

農地改良復旧室 (高岩) もともとの権利者が47名です。10名は農地を手放します。37名が権利者になります。その中には、農事組合法人●●●ファーム、●●●ファームさんも含まれています。

9番 (窪山委員) 面積が1反8畝平均になっているので、地権者が少なくなっているので、大きい区画にできなかつたのですか。どうせ改良するなら、大きい区画でよかったのではないかと思いました。今後、農地を維持していくのであれば、大きい区画がよかったのではないか

いでしょうか。

農地改良復旧室（高岩）小面積で所有している人もいます。小面積でも農地を残す人もいますので、それに見合った農地をあてがう必要があります。一枚を広くした方がいいと、十分わかっていますが、先ほど説明したように関係者が自分の土地として残すという人もいますので、ご理解頂きたいと思います。

議長 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、本件について、同意、不同意についてをお伺いいたします。桂川流域宮野・入地地区の換地計画について、同意される方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、桂川流域宮野・入地地区の換地計画については同意といたします。桂川流域宮野・入地地区の換地計画については、同意とし、市長へ通知いたします。

議長 11ページをお開きください。次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の16番畠委員、27番日野委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号2番についてあっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、担当地区委員の18番林委員、20番井手委員を指名致します。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号3について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致します。

議長 事務局の説明はおわりました。審議番号3番について、担当地区委員18番林委員、20番井手委員を指名致します。審議番号1番から3番を一括し質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第3号は可決致しました。

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （渡辺）議案に入ります前に、新規就農者面談判断基準についての説明を行います。資料をご覧ください。

新規就農者に対して新規就農面談を行う基準は、令和5年3月の定例会で、下記のとおり整理させて頂いております。一つ目が、住居から対象農地まで概ね200m未満であること。二つ目が、取得面積が概ね500m²未満であること。三つ目が、圃場整備事業が入っていない農地であること。この三つに該当する場合は、新規就農者でも新規就農面談を行っていいな

い基準になっていますが、一つ目の住居から対象農地までの距離が概ね200m未満であることの部分で、今回3条と5条の議案であがってきますが、条件1について、住居からの距離を設定していますが、農地の取得に下限面積がなくなったため、農地転用で住宅建設をする場合に、残る農地も併せて購入するケースが出てきています。

具体的には、資料の下の図のようになりますが、例えば700m²ある農地で、500m²を自己用住宅で農地転用、残り200m²は下限面積が撤廃される前は、取得できなかつたので、元々の農地の所有者が耕作するようなことになっていました。少しだけ農地が残っても困るという地権者がいるので、自己用住宅と一緒に農地を購入して欲しいというケースが増えていきます。このため住宅建設を行い住むことは間違いないため、仮に農地の転用が不許可の場合は、この例では200m²の農地は取得しないと考えられるため、500m²の農地に住居があるものとみなして、新規就農面談を開催しない。このような考え方でまとめています。各地区の担当委員には十分な聞き取りをお願いしたいと思います。説明は以上です。

議長

事務局

次に、議案の説明に入って下さい。

(渡辺)朗読をもって説明。14ページまで9件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番拳手

議長 17番手嶋委員。

17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は相手方の要望ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の拳手を求めます。

全委員 賛成の拳手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番拳手

議長 14番坂田委員。

14番 (坂田委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は新規就農。譲渡人は相続したが、農家ではないということです。

先日12月26日に新規就農の面談を行いました。三役と担当委員と面談を行いました。譲受人と譲渡人はいとこ同士であり、譲渡人の家の敷地を通っていくしか道がありません。申請土地はその奥の方にあり、面積は738m²ということです。

譲渡人は亡くなられており、子供さんも市外に出られています。家には帰ってこないということで、譲受人に買って欲しいと強い要望があり、今回の申請に至っております。譲受人は、農機具会社に勤めています。今55歳ということで、定年後には譲り受けた土地で農業をすることです。現在2反ほど所有していますが、人に貸しています。そこも返してもらって定年後は農業をしたいとのことです。農機具については、現在所有してお

りませんが、リースで借りて収穫をするということです。将来は、譲渡人の家を買い取って子供さんの家にするように考えているようです。譲受後は、子供さんたちがメインで農作業をしていますが、本人は土日で農作業をするということです。定年後は農業をしていくということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。別に問題はないと考えております。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

12番 拳手

議長 12番田中委員。

12番 (田中委員) 譲受人は畑か田んぼを所有していると言われましたが、そうゆう場合も新規就農になりますか。

議長 現在、農地を貸してあるので、経営面積は0になっています。

12番 (田中委員) 形的には新規就農という形になるんですね。

事務局 (渡辺) 親の代からずっと農地を貸しており、継いでありますが、農地は貸し付けたままで、また特に農業経験がないということで、新規就農者扱いにしています。

12番 (田中委員) わかりました。それから、738m²と言われましたが、議案書には972m²と書いてあります。どうでしょうか。

議長 どちらが正解か答えてください。

事務局 (渡辺) 申請書の登記簿を確認しましたが、面積が972m²であり、議案書は間違いありません。審議番号1番の面積が738m²です。

議長 14番坂田委員どうですか。

14番 (坂田委員) 私の読み間違いです。

議長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 全委員 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の拳手を求めます。

賛成の拳手

議長 賛成多数と認め、審議番2番は許可といたします。

次に、審議番号3番、4番は私が担当委員になっていますので、議長を林副会長に交代します。

副会長 議長を交代致しました。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番 拳手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。二人の方から譲り受けるようになります。4505番から4507番の農地は続きになっています。4292番1は少し離れています。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望となっています。譲渡人の二人は体調がすぐれないで離農という形で売買をされます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員から補足説明はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

9番 拳手

副会長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 譲受人の住所が遠いようですがいかがですか。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 謙受人は以前から9反程営農をしています。昨年古毛の方に3反程度農地を購入しています。三奈木に以前購入した農地の近所を今回購入することとなっています。

副会長 通作時間はクリアしています。住所は福岡空港付近です。管理もできています。

他に質問や意見はありませんか。

8番挙手

副会長 8番吉松委員。

8番 (吉松委員) どのくらいの価格で購入しておりますか。

19番 (樋口委員) それはわかりません。聞けません。

副会長 他に質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号4番について説明いたします。謙受人・謙渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。これは、後ほどあっせんで出てきます農地の残りが農振除外地であったから今回贈与で申請してあります。謙受人は規模拡大。謙渡人は離農ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。議長を交代致します。

議長 議長を交代しました。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議長 8番吉松委員。

8番 (吉松委員) 審議番号5番について説明いたします。謙受人・謙渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして、謙渡人は農業をしていないため。謙受人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

8番挙手

議長 8番吉松委員。

- 8番 (吉松委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲渡人は遠方に住んでおり管理ができないため。譲受人は相手方の要望ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
- 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
- 18番挙手
- 議長 18番林委員。
- 18番 (林委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由として、譲受人は新規就農ということで、自家栽培ということです。これはあとで5条申請でも出てきます。農地を買って住宅を建てて、残りを農地にして自家用野菜をつくるということで一緒に購入されます。先ほど事務局から説明があった分です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- 6番挙手
- 議長 6番小島委員。
- 6番 (小島委員) 5条申請で家を建てるとのことです、排水関係はどうですか。
- 18番 (林委員) 排水は、後ほど5条の議案で説明します。近くの水路に合併浄化槽で流します。
- 議長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
- 次に、審議番号8番について担当委員の説明を求めます。18番林委員。
- 18番挙手
- 議長 18番林委員。
- 18番 (林委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は新規就農ということですが、実際は譲受人の家の隣で自家用の野菜を作つておられます。譲渡人は相手方の要望ということですが、以前は4反以上農地を所有していないと農地の売買ができませんでした。譲受人、譲渡人は兄弟です。譲渡人が親から農地を相続していました。譲受人の家のそばに農地がついており、野菜作りをしていましたが、名義変更が出来なかったということでそのままでしたが、昨年4月から下限面積が撤廃されましたので贈与という形で話が整っています。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議長 4番末石委員。

4番 (末石委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲渡人は体調不良ということです。譲受人は相手方の要望ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時00分まで休憩します。

14時50分休憩

15時20分再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。15ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。17ページまで12件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議長 17番手嶋委員。

17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、転用目的は農業体験レストランです。転用の理由としまして、自然あふれる環境の中、野菜収穫などの農業体験ができるレストランを建設するものです。参考事項としまして、レストラン1棟16.64m²。駐車場4台。農地法の運用につきましては、10ha以上の一団の農地。都市住民の農業体験・交流を図るための施設に該当します。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について質問や意見はありませんか。

議長 これは、野菜収穫とありますが、畑とかもありますか。

17番 (手嶋委員) この前議案にあがった箇所の●●さんの民宿の一環としてつくられるそうです。●●観光の息子さんがされている分です。

- 議長 質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
- 9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
(窪山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、共同住宅2棟10戸です。転用の理由としては、申請地周辺は住宅化が進み、住環境が良いため、共同住宅を建設するものです。農地法の運用につきましては、用途地域が定められている農地に該当します。この辺りは、浄化槽を作ってそれに入れるそうです。雨水は前の水路に流すそうです。説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
- 9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
(窪山委員) 審議番号3番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由についての転用の目的は、特定建築条件付売買予定地です。4区画を整備するものです。転用理由は、申請土地周辺は、宅地化が進み住環境もよいため住宅地として整備をするものです。契約は売買です。農地法の運用としては、市役所から1km以内で宅地の面積割合が40%以上の区域にある農地です。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- 議長 ここは、上下水道がありますか。
(窪山委員) 上下水道はあります。雨水は、水路へ流すそうです。
- 議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
- 9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
(窪山委員) 審議番号4番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由についての転用の目的は、住宅分譲8区画です。転用の理由は、申請地周辺は住環境もよく、交通の便もよいため、宅地分譲を行うものです。契約は売買です。農地法の運用につきましては、用途地域が定められている農地に該当します。ここは下水道が通っています。雨水は水路に流すそうです。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
- 9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) 審議番号5番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については譲り受け記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいでの狭隘化になつたため自己用住宅を建築するものです。契約は売買です。農地法の運用につきましては、用途地域が定められている農地に該当します。こちらも下水道がありますので、そちらに流します。雨水は水路に流すそうです。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
- 9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) 審議番号6番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については譲り受け記載のとおりです。転用の目的は、住宅進入路拡張です。転用の理由は、既存の住宅進入路が狭いため、進入路を拡幅するものです。契約は売買です。農地法の運用につきましては、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- 12番挙手
- 議長 12番田中委員。
- 12番 (田中委員) 進入路が狭いために進入路を拡張するとありますが、譲受人が住んでいるのが埼玉県ですので、家族の方がおられるのですか。
- 9番 (窪山委員) 先ほど、ビデオであったように2区画農地がありまして、奥の方に家を建てられます。狭い道がありますが、手前の方の農地を譲り受け、道路の幅を広げるということです。
- 12番 (田中委員) 埼玉県の方が家を建てられるんですか。
- 9番 そうです。
- 事務局挙手
- 議長 事務局。
- 事務局 (川波) 進入路の奥まった住宅のところが、申請者の父が住んでいると聞いています。申請人は県外に住んでいますが、親族が住んでいると事務局では聞いています。
- 12番 (田中委員) 申請されるのは、埼玉県在住の方ですか。
- 事務局 (川波) そうです。転用申請書の字図の中に、地権者の名前を書く分がありますが、奥まったところの父が住んでいる宅地の所有者も、埼玉在住の方です。同一の人が土地所有者のようです。
- 議長 他に質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手

- 議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番拳手
議長 9番窪山委員。
9番 窪山委員 (窪山委員) 審議番号7番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいのため、自己用住宅を建築するものです。契約は売買です。農地法の運用につきましては、用途地域が定められている農地に該当します。下水は下水道が通っていますし、雨水は水路がありますのでそちらに流すそうです。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の拳手を求めます。
全委員 賛成の拳手
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。
8番拳手
議長 8番吉松委員。
8番 吉松委員 (吉松委員) 審議番号8番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいでの手狭となつたため、父の土地を借りて自己用住宅を建築ものです。契約は使用貸借です。農地法の運用につきましては、10haの一団の農地に該当します。排水につきましては、雨水については水利組合の側溝がきておりますので、そこに流します。下水は下水道管が通っていますし、雨水は水利組合にも許可を得ております。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。代表審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の拳手を求めます。
全委員 賛成の拳手
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。
8番拳手
議長 8番吉松委員。
8番 吉松委員 (吉松委員) 審議番号9番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は貸家住宅。転用の理由は、住宅を建築し、子に無償で貸すものです。契約は売買です。農地法の運用につきましては、朝倉支所から500m以内の農地に該当します。排水につきましては、雨水については水利組合の許可をもらっている水路に流します。下水は下水道管が通っています。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の拳手を求めます。
全委員 賛成の拳手
議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
18番拳手
議長 18番林委員。
18番 林委員 (林委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案

書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由について、転用の目的は自己用住宅。転用の理由は現在借家住まいでの手狭となったため、自己用住宅を建築するものです。居宅が220.68m²。先ほどのビデオで見た通り、バラスとか入っていたため、始末書添付となります。契約は売買です。農地法の運用につきましては、10ha以上の一団の農地ですけれども、集落接続に該当します。先ほどの航空写真では、家が建っていなかったですけれども、現在、被災された方の家が3棟建っておりますので、集落接続となります。排水の下水は浄化槽です。先ほどのビデオでみたとおり、1筆取って排水路を設けております。雨水も一緒に用水に流す予定です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長 18番林委員。

18番 （林委員）審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由について転用の目的は、露天駐車場です。転用の理由は、隣接地で飲食店を開業するが、駐車場等が不足するため整備するものです。駐車場として6台。自転車、バイク駐輪場2か所です。農地法の運用については杷木支所から500m以内の農地に該当します。先ほどのビデオで見た通り、平成29年の豪雨の河川工事で土砂の運搬や工事車両の出入り口で使用しており、農地の原形はとどめいませんが、災害復旧工事の一環であり、県のほうとしては、始末書添付は保留となっています。ここは、カフェを開業するということで、元の家がありまして、その家を改装していたけれども、この合併浄化槽についてはあくまでも個人用のものしかなくて、カフェといえば大きな浄化槽が必要であり、もしかしたら、この駐車場に合併浄化槽を設置するかもしれないということです。その排水については地元の区会長と合意しております。契約書も見せてもらいました。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

20番 （井手委員）ありません。

議長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議長 4番末石委員。

4番 （末石委員）審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由ですけれども、事業の拡大ということで、6年前の災害や昨年7月の災害を受けたところで、寒水川の河川工事を請け負っている土木業者です。そのあたりの改良復旧工事を行っております。露天資材置場及び露天駐車場ということです。バックホウ5台、ダンプトラック5台ということです。杷木インターからおおむね300m以内ということで、このあたり上流の方で災害が発生している状況です。農地の区分は第3種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。

- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認といたします。18ページをお開きください。
次に、「議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議長 事務局。
- 事務局 (岩切) 事務局議案朗読をもって説明。審議番号1番については、推進機構への売り渡しになります。この案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について質問や意見はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし、市長に通知いたします。
次に、「議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議長 事務局。
- 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。20ページまで3件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。
5番武井委員。
- 5番挙手
- 議長 5番武井委員。
- 5番 (武井委員) 審議番号1番について説明させて頂きます。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は、農用地区域外、第1種農地です。平成14年航空写真撮影にて、進入路になっていることが確認できます。地元区会長から説明を受けました。ビデオで見たとおり、持丸区の運動場があるということです。30年前から埋め立てられていて非農地判断の申請がでております。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
- 14番挙手
- 議長 14番坂田委員。
- 14番 (坂田委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況については、農用地区域外、第2種農地です。20年以上前からの宅地課税となっております。ビデオで見たように農地以外となっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

それでは、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番 挙手

議長 18番林委員。

18番 (林委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は、農用地区域外。第3種農地です。20年以上前から宅地課税となっています。この土地は、JA筑前あさくら杷木支店の駐車場に隣接しております、ビデオで見た通りプレハブが建っていました。以前はここに、アイスクリーム研究会というものがあって、ここで機械を入れて、この土地を借りて使用していました。何十年も前からプレハブが建って農地として利用していない状況で、宅地課税になっております。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。

20番 (井手委員) ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15:48)